

東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件

(目的)

1. 出版社あるいは共著者との権利関係において支障のない自身著作の論文（学位論文、学術雑誌に発表済みの論文等）原稿データを東京大学学術機関リポジトリに登録し、電子的な手段によって東京大学内外に公開することにより、教育・学習活動を支援し、学術研究の振興に貢献することを目的とする。

(全文ダウンロード・出力)

2. 東京大学学術機関リポジトリに保管した論文を、利用者が全文ダウンロードあるいは出力することを認める。

(電子的公開)

3. 附属図書館は、電子化された論文（以下、「電子データ」という。）をサーバ上に複製し、その複製物をネットワークを通じて公開する。
4. 電子データは、情報ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。
5. 電子データは、書誌的情報等により検索可能とする。
6. 東京大学学術機関リポジトリを主たる公開元としている電子データ（学内刊行物、博士論文等）について、Digital Object Identifier(DOI)を付与する。ただし、学内刊行物に関してはその刊行元より許諾書にて「やむを得ない理由」（主な刊行元が東京大学学術機関リポジトリ以外等）が事前に示された場合は、対象外とする。

(電子データの利用条件)

7. 附属図書館は電子データの利用に際し、次の事項を遵守する。
a) 著作物及びその標題の表現を改変しないこと。ただし、5.で規定した技術的環境において適切に表現できない部分は、省略又は他の代替物に置換する場合がある。
b) 著作者名及び著作権の表示を行うこと。
c) 公開にあたり利用者に対して、著作権法を遵守した利用を行なうよう注意する旨明記する。
8. 電子データの送信範囲は、東京大学学内及び学外とする。
9. 電子データの公開対象は、論文全文とする。（博士論文の場合は要約の場合もあります）
10. 電子データの利用についての対価は無償とする。
11. 附属図書館は、利用者が電子データを利用した結果について、その責任を負わない。

(著作物の利用許諾等)

12. 表面記載の利用許諾者（以下、「許諾者」という。）は、附属図書館に対して、表面記載の許諾内容に基づき著作物の利用を認める。
13. 許諾者以外に著作権者が存在する場合（例えば、著作権者が複数の場合、又は当該論文に許諾者以外の者が開発したコンピュータ・プログラムが含まれる場合等）は、許諾者はあらかじめ他の著作権者からの利用許諾を得ておく。
14. 当該論文の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、許諾者はあらかじめ関係者との調整等を行っておくこと。（例えば、当該論文がすでに他の出版者から公表されている場合等。）

(利用許諾要件の変更)

15. 公開の許諾要件の変更を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、許諾要件の変更を申請することができる。

(公開の解除)

16. 公開の解除を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、公開の解除を申請することができる。
17. 公開に不適切な事実が認められた場合は、附属図書館は解除の理由を付して、許諾者に公開の解除を通知することができる。

(その他)

18. この許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者及び附属図書館が別途協議することとする。